Ⅲ 情報公開審査会の審議状況

神奈川県情報公開条例は、「原則公開」の精神に立って解釈、運用がなされており、公開することにより個人の権利利益を侵害する情報や、法人の競争上の地位を害する情報のように、条例第5条各号等の規定に照らして公開を拒むことに合理的な理由のある情報を除いて、公開しなければならないとされています。

平成20年度中に行政文書の一部又は全部の公開を拒むとの決定をしたものは、併せて3,954件ありました。諾否決定に対しては、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができますが、条例では、不服申立てを受けた実施機関は、神奈川県情報公開審査会の審議を経てから決定等を行わなければならない旨の手続を定めています。審査会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、7人以内の委員で構成される知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関も条例の規定に基づいて審査会に諮問することとなっています。

審査会は、立法の趣旨から、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されており、その審議手続についても、行政不服審査法の審査請求に準じた方式がとられています。実施機関から諮問があった場合、審査会は、条例第5条各号等の非公開情報の適用についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになりますが、この審議に当たっては、非公開とされた行政文書はもとより、審査会が必要と認める書類について、実施機関その他の関係者に提出を求めた上で、判断が行えるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。このように、審査会では、非公開とされた情報について具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。

不服申立件数の増加に対応するため、平成 13 年度から、原則として部会において調査審議することとし、現在、審査会に2つの部会を設置しています。平成 20 年度は部会を 17 回開催し、前年度からの係属案件と新たに諮問を受けた不服申立案件を調査審議の上、審査会として 180 件の答申を行いました。審査会の開催状況及び審議概要は次のとおりです。

なお、審査会設置の趣旨にかんがみ、審査会の答申は最大限尊重することとしており、答申の行われた不服申立案件について、実施機関は答申どおりの決定を行っています。

神奈川県情報公開審査会委員名簿

平成 21 年 3 月 31 日現在 (50 音順)

氏 名	現 職	備考
金子正史	同志社大学法科大学院教授	会長職務代理者
沢藤達夫	弁護士 (横浜弁護士会所属)	
鈴 木 敏 子	横浜国立大学教育人間科学部教授	
玉 巻 弘 光	東海 大学 法学 部 教 授	
辻 山 栄 子	早稲田大学商学部教授	
東 玲子	弁護士 (横浜弁護士会所属)	
堀 部 政 男	一橋大学名誉教授	会 長 (部会長を兼ねる)

任期 平成 19年4月1日~平成 21年3月31日

情報公開審査会の開催状況

(第一部会)

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第74回	平成20年4月22日(火) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第 397 号〜第 417 号について審議した。
第75回	平成20年5月20日(火) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第 397 号〜第 417 号について審議した。 ・諮問第 570 号について審議した。
第76回	平成20年6月5日(木) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第 570 号について審議した。 ・諮問第 418 号〜第 565 号及び第 567 号〜第 568 号の処理 方針について審議した。
第77回	平成20年7月17日 (木) かながわ県民センター	・諮問第 418 号〜第 565 号及び第 567 号〜第 568 号につい て審議した。 ・諮問第 570 号について審議した。
第78回	平成20年8月19日(火) 日経ビル	・諮問第 429 号〜第 437 号、第 439 号〜第 523 号、第 525 号〜第 565 号、第 567 号〜第 568 号について審議した。 ・諮問第 570 号について審議した。
第79回	平成20年9月10日(水) かながわ県民センター	・諮問第 435 号、第 440 号、第 441 号、第 452 号〜第 460 号、第 462 号〜第 467 号、第 514 号、第 515 号、第 525 号〜第 565 号及び第 567 号〜第 568 号について審議した。
第80回	平成21年1月15日(木) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第 574 号について審議した。 ・諮問第 575 号について審議した。
第81回	平成21年2月9日(月) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第 574 号について審議した。 ・諮問第 575 号について審議した。
第82回	平成21年3月12日(木) 日経ビル	・諮問第 574 号について審議した。 ・諮問第 575 号について審議した。 ・諮問第 578 号について審議した。

(第二部会)

(ガールム)		
回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第72回	平成20年4月30日(水) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第 566 号について審議した。 ・諮問第 569 号について審議した。
第73回	平成20年5月28日(水) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第 566 号について審議した。 ・諮問第 569 号について審議した。 ・諮問第 571 号について審議した。
第74回	平成20年6月24日(火) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第 571 号について審議した。 ・諮問第 572 号について審議した。
第75回	平成20年7月22日 (火) かながわ県民センター	・諮問第 571 号について審議した。 ・諮問第 572 号について審議した。 ・諮問第 573 号について審議した。
第76回	平成20年8月18日(月) かながわ県民センター	・諮問第 571 号について審議した。 ・諮問第 572 号について審議した。 ・諮問第 573 号について審議した。
第77回	平成20年9月12日(金) かながわ県民センター	・諮問第 573 号について審議した。
第78回	平成21年2月2日(月) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第 576 号について審議した。
第79回	平成21年3月24日(火) 神奈川自治会館	・諮問第 576 号について審議した。 ・諮問第 577 号について審議した。

(注) 部会の開催回数については、条例等の一部改正に伴い、条例上位置づけられた部会として、第199回全体会以降に開催された部会から改めて第1回と数えている。